第82号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

有期雇用から無期雇用に転換

その前倒しで内容とは・・・

「雇用が安定しなければ安心して働けない・・・」期間雇用社員（有期雇用）の多くは6か月、1年で雇用契約をくり返しています。2013年4月1日に施行された労働契約法18条は、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた時は、労働者の申し込みにより（自動転換ではない）期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる制度です。ただし、労働条件は「別段の定めがない限り直前の有期労働契約と同じ」とされています。

郵政ユニオンは直ちに「5年を待たずに3年で・・・」と会社に求めてきました。法律に基づく無期転換時期は2018年4月ですが、会社は、今年の春闘で「2016年10月に前倒しして実施」することを提案してきました。このことは一歩前進ですが、新たなハードルも提案してきました。

新たなハードル

その1 （人事異動・解雇）

無期転換時に勤務する事業所で採用され、他事業所への異動は行わないものの、事業所閉鎖等により勤務場所が消失した場合は原則として解雇するとしています。事業所閉鎖により勤務場所が消失されたとしてもエリアや支社レベル管内での転籍等で解雇を回避する努力をしなければなりません。

その2 （早期無期転換制度）

2016年10月1日以降採用される時給制契約社員について、勤続5年未満での無期転換を認める「早期無期転換制度」は、勤続3年以上4年半以下の時給制社員で当該契約更新時のスキル評価が A（習熟度なし）以上であり、直近2回の基礎評価の両方が、全て○「できている」などでなければ対象者となりません。

その3 （契約更新要件制度）

2016年10月1日以降採用する時給制契約社員の契約更新について、勤続4年半を超えた最初の契約更新時にスキル評価が B 習熟度なし以上であり、直近2回の基礎評価のどちらかが全て○「できている」ことなどを新たな条件としています。4年半でスキル評価が C 評価、直近2回の基礎評価の両方に△（できていない）があれば契約更新はしない「雇止め」となるのです。

社員名称は『アソシエイト社員』

無期転換の申し込み

2016年9月30日以前の入社者で勤続5年を超える者。及び、無期転換申請しなかった場合でも有期契約が更新された場合は引き続き無期転換を申し込む事が出来る。

実施までのスケジュール

・2016年10月～11月
　制度導入について全社員に周知
・2016年12月～17年1月
　対象者からの申請受付
・2017年2月～3月
　無期転換手続き
・2017年4月1日
　アソシエイト社員として雇用

主な労働条件

・病気休暇…90日（無給）
・休職制度…1年以内の期間で新設（無給）
・時間休……半日単位で取得可

以上3点の改善を図る。その他の賃金、人事評価、各種休暇等の労働条件は有期契約時の労働条件と同一。